

和歌山市議会緊急時業務継続計画 (BCP)

【BCP関係資料】

・ 和歌山市議会緊急時業務継続計画 (BCP)	1
・ 議員安否確認状況表 (別記様式第1-1)	6
・ 議会事務局職員の安否状況確認表 (別記様式第1-2)	7
・ 議員安否 (健康状態) 確認状況表 (別記様式第1-3)	8
・ 議会事務局職員の安否 (健康状態) 状況確認表 (別記様式第1-4)	9
・ 情報収集受信表 (別記様式第2)	10
・ 健康観察表 (別紙様式第3)	11
・ 議会対応等経過記録表 (別記様式第4)	12
・ 災害用伝言ダイヤル (171) の基本的操作方法 (別紙1)	13
・ 行動基準表 (別紙2)	14
・ 和歌山市議会災害等対策会議運営要綱	15
・ 和歌山市議会各会派代表者会議設置要綱	17
・ フローチャート (ケース1、定例会招集前又は定例会閉会后)	19
・ フローチャート (ケース2、招集告示～定例会開会中)	20

和歌山市議会緊急時業務継続計画

制定 平成30年 6月27日
改正 令和 5年 4月 1日
改正 令和 6年10月 2日

1 目的

和歌山市議会では、平成25年3月に議員発議による「和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例」を制定し、市民、地域、行政、議会それぞれによる災害時の責務をうたい、自助、共助、公助のなすべき役割を明らかにし、より災害に強いまちづくりを目指してきたところである。

そして、それをさらに具現化すべく、和歌山市議会緊急時業務継続計画（以下「BCP」という。）を、二元代表制の趣旨にのっとり、住民代表機関として市民の安全確保、被害の拡大防止、災害復旧、議会機能の回復を図るため体制を整備し、議員の行動基準を定めることで、大規模災害等の発災時に議会及び議員がより迅速かつ適切な行動を起こすことができるよう制定するものである。

また、令和2年から新型コロナウイルス感染症がまん延し、市議会の活動を一定制限することを余儀なくされた経験を踏まえて、今後、災害等（和歌山市危機管理指針（平成20年8月策定）に定める災害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態並びに特定危機事象をいう。以下同じ）が発生しても停滞なく議会運営を進めるとともに、議会の機能維持を図ることを目的として本計画を改訂する。

2 BCPが発動する要件

- (1) 市域内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市域内に大津波警報が発表されたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害等が発生した場合において、議長が必要と認めたとき。

3 議会の役割

- (1) BCPが発動したときは、速やかに、和歌山市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、原則として、翌日の午後1時に対策会議を開催する。ただし、議長が速やかに開催できると判断したときは、この限りでない。
- (2) 前号において、市役所本庁舎が使用できないときは、和歌山城公園西の丸広場を集合指定場所とする。
- (3) 本市の対策本部（以下「市本部」という。）の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の情報を整理し、対策会議を通じて市本部に提供する。
- (4) 市本部から受けた情報を対策会議を通じて全議員に伝達する。
- (5) 市本部と連携及び協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

(6) 災害等からの復旧及び復興の推進に努める。

4 議員の役割

- (1) 対策会議の決定に基づき行動する。
- (2) 地域の救援活動及び復旧活動に協力及び支援する。
- (3) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の情報を対策会議に提供する。
- (4) 市本部から得た情報を必要に応じて市民に提供するよう努める。

5 議会事務局の役割

- (1) B C Pが発動したときは、速やかに災害等の対応のための業務に当たる。
- (2) 勤務時間外にB C Pが発動したときは、速やかに議会事務局に参集する。
- (3) 来庁者の避難誘導、被災者の救出及び支援を行う。
- (4) 議員及び議会事務局職員の安否、健康状態、居所及び連絡先の確認とその取りまとめを行う。
(別記様式第1-1、第1-2、第1-3、第1-4)
- (5) 市役所本庁舎3階議会フロアの被災状況を確認する。
- (6) 対策会議の開催準備を行う。
- (7) 市本部との連携体制を確保する。
- (8) 災害等関係情報を収集及び整理する。(別記様式第2、別記様式第3)
- (9) 議会フロアの被災状況により、会議場所を確保する。
- (10) B C Pが発動してから対策会議が解散するまでの議会对応等の経過を記録する。(別記様式第4)

6 市本部との連携

- (1) 議長は、効果的な災害等からの復旧、復興に資するため、必要に応じて市長と協議する。
- (2) 議員は、緊急の場合を除き、原則として、直接、市本部へ連絡することを禁止する。
- (3) 議会事務局長は、市本部に本部員として参加する。また、その補助する職員は、市本部と議会事務局の連絡要員としての業務に当たる。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、議員のうちから市本部にオブザーバーとして参加する者を指名することができる。

7 自然災害に起因するB C P発動時における議会及び議員の行動

- (1) 初動期(B C P発動時からおおむね3日)
 - ア 本会議、全員協議会その他全議員が参加して行う会議(以下「本会議等」という。)が開催中の場合
 - ① 議長は、直ちに本会議等を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
 - ② 議長は、災害の状況により、その日の本会議等を閉じることができる。この場合において、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければな

らない。

- ③ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ 委員会が開催中の場合

- ① 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- ② 委員長は、災害の状況により、その日の委員会を閉じることができる。
- ③ 委員長は、議長及び副議長（以下「議長等」という。）に委員会の被災状況を報告する。

ウ 本会議等及び委員会が開かれていない場合、又は議員が登庁していない場合

- ① 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難した上で、みずからの安否、健康状態、居所及び連絡先を議会事務局に連絡するものとする。
- ② 議員は、対策会議からの指示があるまで、BCPに基づき個人の判断により行動する。
- ③ 議員は、地域における住民等の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

- ① 視察団の責任者（委員長又は代表者）は、速やかに視察を終了し、帰市（市内視察にあつては帰庁）する。
- ② 以下（２）、（３）の期間についても同様とする。

オ 議長等の出張

- ① 原則として、前記エと同様の対応とする。
- ② 議長が出張しているときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

カ 対策会議の開催

- ① 議長は、対策会議を招集する。
- ② 議長が必要と認めたときは、オンラインによる方法で会議を開くことができる。
- ③ 対策会議を開催したときは、全議員にメール等あらゆる方法を用いて、対策会議で決定した内容を報告する。

（２）応急期（４日から１０日）

ア 対策会議は、議員から提供された地域の情報を整理し、市本部へ提供する。

イ 対策会議は、市本部から受けた情報を全議員に伝達する。

ウ 対策会議は、今後の取り組みや日程について検討を始める。

(3) 復旧及び復興期（11 日目以降）

ア 市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて市本部から被災や復旧の状況及び今後の災害等の対応等について説明を求める。

イ 災害対策及びその必要経費等を速やかに審議するため、臨時議会等の開催について検討する。

ウ 迅速な復旧及び復興の実現に向け、国、県その他の関係機関に対して、要望活動を行う。

エ 市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧及び復興が迅速に進むよう、市本部に対して、必要に応じて提案、提言、要望等を行う。

8 自然災害以外のBCP発動時における議会及び議員の行動

災害等の状況に応じて、対策会議等で今後の対応を協議するとともに、議員は、対策会議の決定に基づいて行動する。

9 BCP発動時における連絡体制

(1) メール、LINE（議会BCPグループ）又はLOGフォーム等で連絡体制を構築し、議員はみずからの安否、健康状態、居所及び連絡先を、災害等の状況に応じて、議会事務局に連絡するものとする。ただし、メール等の使用が制限され、若しくは携帯電話が使用不能の場合は、固定電話、FAX等あらゆる通信手段を活用する。

事務局 073-435-1118～1120

事務局 073-432-0022

FAX 073-424-9276

メールアドレス gikaiseisaku@city.wakayama.lg.jp

(2) 対策会議から議員への情報伝達

ア 対策会議からの全議員への情報の伝達は、24時間体制で行う。

イ 議員は、議会事務局に登録したメールアドレスを変更又は削除する場合、その都度、議会事務局にその旨を連絡しなければならない。

ウ その他通信手段については、メールやLINEのほかその他SNS又は災害伝言ダイヤル「171」（基本操作方法は別紙1を参照）を利用するなど通信手段を確保する。

10 留意事項

ア B C P発動時の全ての行動は、人命第一を基本とする。

イ B C P発動時は、B C Pに基づいて行動できないことも十分想定されるが、B C Pを基本とした上で、できる限り対処する。

ウ B C P発動時における議会としての業務（会議を含む）に従事するときは、活動に支障を来さない服装を基本とし、各自の判断でヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、個人用の飲料水等を携行する。

エ 体調の変化に細心の注意を払うとともに、可能な限り感染症対策を講じる。

※ 別紙2「行動基準表」参照

議員安否確認状況表

議員名	
議員住所	

確認者	
確認日時	月 日 時 分
確認方法	

安否状況	議員の被災状況	有	軽傷 重傷 重体 その他 ()
		無	
	家族の被災状況	有	配偶者 () 子供 () その他 ()
		無	
所在地	自宅 自宅外 ()		
連絡方法	(議員との連絡が取れない場合は家族の連絡先を記入)		
居宅の状況	被害	有	全壊 半壊 一部損壊 ()
		無	
可否集の	可 否	参集可能 (予定) 時期	
その他	(地域の被災状況等)		

議会事務局職員の安否確認状況表

	職 員 氏 名	連絡確認者及び確認日時	参 集 の 可 否	参集予定日時	本人の被災状況	
					無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
1			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
2			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
3			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
4			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
5			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
6			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
7			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
8			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
9			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
10			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
11			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
12			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
13			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
14			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
15			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
16			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
17			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
18			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
19			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
20			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
21			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）
22			可・否		無	有（軽傷 重傷 重体 その他）

議員安否(健康状態)確認状況表

議員名		確認者	
議員住所		確認日時	月 日 時 分
今朝の体温	_____℃	確認方法	

安否状況 (健康状態)	いつ頃から、次の症状がありますか【 今日、 昨日、 _____日前から 】				
	議員本人	健康状態	症状	有	・発熱 【 _____℃ 】 ・咳 ・痰 ・倦怠感 ・息苦しさ ・咽頭痛 ・鼻水 ・鼻づまり ・筋肉痛 ・頭痛
				無	・その他症状()
	家族	健康状態	症状	有	配偶者 () () () () ・発熱 【 _____℃】 ・発熱 【 _____℃】 ・発熱 【 _____℃】 ・発熱 【 _____℃】 ・発熱 【 _____℃】 ・咳 ・痰 ・咳 ・痰 ・咳 ・痰 ・咳 ・痰 ・咳 ・痰 ・倦怠感 ・倦怠感 ・倦怠感 ・倦怠感 ・倦怠感 ・息苦しさ ・息苦しさ ・息苦しさ ・息苦しさ ・息苦しさ ・咽頭痛 ・咽頭痛 ・咽頭痛 ・咽頭痛 ・咽頭痛 ・鼻水/鼻づまり ・鼻水/鼻づまり ・鼻水/鼻づまり ・鼻水/鼻づまり ・鼻水/鼻づまり ・筋肉痛 ・筋肉痛 ・筋肉痛 ・筋肉痛 ・筋肉痛
無				・頭痛 ・頭痛 ・頭痛 ・頭痛 ・頭痛	
所在地	自宅 自宅外()				
連絡方法	(議員との連絡が取れない場合は家族の連絡先を記入)				
その他	(受診状況(医師の診断、PCR検査予定等))				

※毎日の検温、手洗い、うがい、咳エチケット、換気の慣行をお願いします。

※不要不急の外出はお控えください。

※健康状態の変化がありましたら、議会事務局までご連絡をお願いします。

電話 073-435-1119

FAX 073-424-9276

※かかりつけ医の診療時間外(夜間や休日など)において、応急手当が必要な場合。

和歌山市夜間・休日応急医療センター(和歌山市吹上5丁目2番15号)

電話 073-425-8181

FAX 073-425-8182

情報収集受信表

		情報内容	至急	・	通常
報告者		受信日時	月	日	時 分
連絡方法		受信者			
報告場所（避難所等も含む。）	（住所や地区、地域、最寄りの学校建物等より具体的に）				
報告内容 現認日時	月 日 時 分				
被害状況等	（死者、負傷者関係一人数等）				
	（全壊、半壊、床上、床下浸水、損壊建物、道路、橋梁等の状況一戸数等）				
応急対策の状況					
必要と思われる対策・措置					
その他（市民の要望等）					

健康観察表(月)

氏名 _____

日時	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感
	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ
	・()	・()	・()	・()	・()	・()	・()
日時	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感
	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ
	・()	・()	・()	・()	・()	・()	・()
日時	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感
	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ
	・()	・()	・()	・()	・()	・()	・()
日時	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感
	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ
	・()	・()	・()	・()	・()	・()	・()
日時	29日	30日	31日	議会事務局 TEL 073-435-1119 FAX 073-424 9276 和歌山市夜間・休日応急医療センター TEL 073-435-1119 FAX 073-424 9276			
曜日							
体温	℃	℃	℃				
症状	有・無	有・無	有・無				
	・倦怠感	・倦怠感	・倦怠感				
	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ				
	・()	・()	・()				

※毎朝、体温測定と体調管理をしていただき、御記入ください。

※発熱又は風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がみられた場合は、議会事務局まで速やかにご報告をお願いします。

※かかりつけ医の診療時間外(夜間や休日など)において、応急手当が必要な場合は、和歌山市夜間・休日応急医療センター(和歌山市吹上)にご連絡をお願いします。

議会对応等経過記録表

月日	時間	対 応 業 務 等 内 容

災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

伝言の録音方法

【電話で録音】

- ・ 171をダイヤル
- ↓
- ・ 録音は「1」を入力
- ↓
- ・ 「073-432-0022」
（議会事務局 直通電話）を入力
（伝言は30秒以内）
- ↓
- ・ 「1」を入力
- ↓
- ・ メッセージを録音
- ↓
- ・ 「9」で終了

【インターネットで登録】

- ・ web171へアクセス
(<https://www.web171.jp>)
- ↓
- ・ 利用規約に「同意」
- ↓
- ・ 「073-432-0022」
（議会事務局 直通電話）を入力
- ↓
- ・ メッセージを入力
- ↓
- ・ 伝言の登録

伝言の再生方法

【電話で確認】

- ・ 「171」をダイヤル
- ↓
- ・ 再生は「2」を入力
- ↓
- ・ 「073-432-0022」
（議会事務局の直通電話）を入力
- ↓
- ・ 「1」で伝言の再生開始
- ↓
- ・ 繰り返し再生は「8」を入力
- ・ 次の伝言の再生は「9」を入力
- ↓
- ・ 再生後のメッセージの録音は「3」
を入力

【インターネットで確認】

- ・ web171へアクセス
(<https://www.web171.jp>)
- ↓
- ・ 利用規約に「同意」
- ↓
- ・ 「073-432-0022」
（議会事務局の直通電話）を入力
- ↓
- ・ 伝言の確認
- ↓
- ・ 返信の伝言の登録

行 動 基 準 表 (自 然 災 害)

初動期 (発災から概ね3日)

時 期	本会議等が開催中の場合		
	議 会	議 員	議会事務局
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の休憩又は延会等 ・対策会議の設置及び開催 ・代表者会議の設置及び開催 ・市本部との連携・協力 ・本会議等の開催の可否の検討 ・議案等の取り扱いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身及び身近にいる人の安全確保 ・対策会議の決定に基づき行動 ・地域での災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援 ・地域の被災状況等の情報を対策会議に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援 ・議員及び議会事務局職員の安否を確認 ・議会フロアーの被災状況を確認 ・対策会議の開催準備・運営補助 ・代表者会議の開催準備・運営補助 ・市本部との連携体制の確保 ・災害関係情報の収集・整理 ・会議場所の確保
3日目			<ul style="list-style-type: none"> ・議会対応等の経過の記録

時 期	本会議等が開催中でない場合			
	議 会	議 員	議会事務局	
			勤務時間中	勤務時間外
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の設置及び開催 ・代表者会議の設置及び開催 ・市本部との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身及び身近にいる人の安全確保 ・みずからの安否とその居所及び連絡先を議会事務局に連絡 ・地域での災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援 ・地域の被災状況等の情報を対策会議に提供 ・視察又は出張時は、速やかに帰市又は帰庁 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援 ・議員及び議会事務局職員の安否確認 ・議会フロアーの被災状況を確認 ・対策会議の開催準備・運営補助 ・代表者会議の開催準備・運営補助 ・市本部との連携体制の確保 ・災害関係情報の収集・整理 ・議会対応等の経過の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局への参集 ・議員及び議会事務局職員の安否確認 ・議会フロアーの被災状況を確認 ・対策会議の開催準備・運営補助 ・代表者会議の開催準備・運営補助 ・市本部との連携体制の確保 ・災害関係情報の収集・整理 ・議会対応等の経過の記録
3日目				

応急期 (発災4日目から10日)

時 期	議 会	議 員	議会事務局
4日目	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議及び代表者会議の開催 ・市本部との連携・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援 ・地域の被災状況等の情報を対策会議に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議及び代表者会議の運営補助 ・市本部との連携
10日目	<ul style="list-style-type: none"> ・議員から提供された被災情報を市本部に提供 ・今後の取り組みや日程の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市本部からの情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係情報を収集・整理 ・議会対応等の経過の記録

復旧及び復興期 (発災11日目以降)

時 期	議 会	議 員	議会事務局
11日目	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議及び代表者会議の開催 ・市本部との連携・協力 ・国、県その他の関係機関への要望活動等 ・災害復旧及び復興への関与 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援 ・地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供 ・市本部からの情報を市民に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議及び代表者会議の運営補助 ・市本部との連携 ・災害関係情報を収集・整理 ・議会対応等の経過を記録

和歌山市議会災害等対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 議員の安否、健康状態、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 議員の招集に関すること。
- (3) 対策本部（以下「市本部」という。）から受けた情報を全議員に伝達すること。
- (4) 議員から提供された地域の情報を整理し、市本部に提供すること。
- (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。
- (6) 市本部からの依頼事項に関すること。
- (7) その他議長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長及び各会派の代表者1人（以下「代表者」という。）で組織する。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 議長及び副議長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、議会運営委員長がその職務を行う。
- 5 議長、副議長及び議会運営委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、議長のあらかじめ指定する代表者がその職務を行う。
- 6 議長が必要と認めたときは、オンラインによる方法で会議を開くことができる。

(代理出席)

第5条 代表者に事故があるとき、又は欠けたときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

(解散)

第6条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害等の対策措置が講じられていると認めるときは、対策会議を解散する。

- (1) 市本部が解散されたとき。
- (2) 前号のほか特に議長が認めたとき。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

この要綱は、令和6年10月2日から施行する。

和歌山市議会各会派代表者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「規則」という。）第160条第2項の規定による各会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる事象が発生した場合において、規則第160条第2項本文の規定による議会の議決を得られないときは、同条第2項ただし書の規定に基づき、和歌山市議会に代表者会議を置く。

- (1) 市域内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市域内に大津波警報が発表されたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、和歌山市危機管理指針（平成20年8月策定）に定める災害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態並びに特定危機事象が発生した場合において、議長が必要と認めたとき。

(所掌事務)

第3条 代表者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 議会の活動、運営等に関し協議又は調整を行うこと。
- (2) その他議長が必要と認めること。

(組織)

第4条 代表者会議の委員は、議長、副議長、議会運営委員長及び各会派の代表者1人で組織する。

(会議)

第5条 代表者会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が座長となりこれを主宰する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。
- 4 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 座長が必要と認めるときは、議員その他関係する職員を会議に出席させることができる。

(代理出席)

第6条 委員が会議に出席できないときは、当該会派から代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、これを公開とする。ただし、必要があると認めるときは、議決により非公開とすることができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(解散)

第8条 議長は、会議の決定をもって代表者会議を解散するものとする。

(記録)

第9条 座長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記

録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

この要綱は、令和6年10月2日から施行する。

ケース 1 (定例会招集前又は定例会閉会后)

災害等発生

和歌山市議会災害等対策会議

(和歌山市議会災害等対策会議運営要綱)

和歌山市議会各会派代表者会議

(地方自治法第100条第12項に規定する協議等の場)

和歌山市対策本部

連携・協力

- ・議員のオブザーバー参加
- ・事務局長の本部員参加
- ・地域の情報の提供

・市本部から情報の提供

【設置及び招集】

- ・市域内で震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは大津波警報が発表されたとき、又は議長が必要と認めたときに設置する。
- ・BCPが発動したときは、原則として、翌日の午後1時に開催する(自動招集)。

ただし、議長が速やかに開催できると判断したときは、この限りでない。

【所掌事務】

- ・議員の安否、健康状態、居所、連絡手段等の掌握に関する事。
- ・議員の招集に関する事。
- ・市本部から受けた情報を全議員に伝達すること。
- ・議員から提供された地域の情報を整理し、市本部に提供すること。
- ・国、県その他の関係機関に対する要望等に関する事。
- ・市本部からの依頼事項に関する事。
- ・その他議長が特に必要と認める事。

【設置及び招集】(和歌山市議会各会派代表者会議設置要綱)

- ・各会派代表者会議は、議長が設ける。(会議規則第160条第2項ただし書)
- ※市域内で震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは大津波警報が発表されたとき、又は議長が必要と認めたとき。(設置要綱第2条)
- ・代表者会議の会議は、議長が招集する。(設置要綱第5条)

【所掌事務】

- ・議会の活動、運営等に関し協議又は調整を行うこと。
- ・その他議長が特に必要と認めること。

※議会運営委員会が開催できない場合(定足数に満たない場合など)

- ・定例会の招集の可否について
- ・提出予定案件の取り扱いについて
- ・執行部の本会議等への出席について
- ・本会議場等が使用できない場合の代替場所の検討
- ・臨時会の開催及び次期定例会の開催等の検討
- ・国、県その他の関係機関に対する要望事項等について協議又は調整

定例会招集の可否について検討

- ※議会運営委員会又は各会派代表者会議において協議・調整
- ・地方自治法第113条に規定する定足数等の確認

議会運営委員会

【調査事項】(地方自治法第109条第3項)

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項

【震災時の協議事項】

- ・会期の検討(日程、一般質問、委員会審査等)
- ・提出予定案件の取り扱いについて
- ・執行部の本会議等への出席について
- ・本会議場等が使用できない場合の代替場所の検討
- ・臨時会の開催及び次期定例会の日程等の検討

定例会を招集する場合

招集告示

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあっては7日までに告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。(地方自治法第101条第7項)

定例会を招集できない場合

※議会運営委員会の決定又は各会派代表者会議による協議・調整の結果を市長に通知。

地方自治法第179条の規定による専決処分

ケース 2 (招集告示～定例会開会中)

災害等発生

和歌山市議会災害等対策会議

(和歌山市議会災害等対策会議運営要綱)

【設置及び招集】

- ・市域内で震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは大津波警報が発表されたとき、又は議長が必要と認めたときに設置する。
- ・BCPが発動したときは、原則として、翌日の午後1時に開催する(自動招集)。

ただし、議長が速やかに開催できると判断したときは、この限りでない。

【所掌事務】

- ・議員の安否、健康状態、居所、連絡手段等の掌握に関する事。
- ・議員の招集に関する事。
- ・市本部から受けた情報を全議員に伝達すること。
- ・議員から提供された地域の情報を整理し、市本部に提供すること。
- ・国、県その他の関係機関に対する要望等に関する事。
- ・市本部からの依頼事項に関する事。
- ・その他議長が特に必要と認めること。

和歌山市議会各会派代表者会議

(地方自治法第100条第12項に規定する協議等の場)

【設置及び招集】 (和歌山市議会各会派代表者会議設置要綱)

- ・各会派代表者会議の設置(会議規則第160条第2項)
- ※市域内で震度6弱以上の地震が発生したとき、若しくは大津波警報が発表されたとき、又は議長が必要と認めたとき。(設置要綱第2条)
- ・代表者会議の会議は、議長が招集する。(設置要綱第5条)

【所掌事務】

- ・議会の活動、運営等に関し協議又は調整を行うこと。
- ・その他議長が特に必要と認めること。

※議会運営委員会が開催できない場合(定足数に満たない場合など)

- ・会期の検討(運営日程、一般質問、委員会審査等)
- ・提出議案の取り扱いについて
- ・執行部の本会議等への出席について
- ・本会議場等が使用できない場合の代替場所の検討

連携・協力

和歌山市対策本部

- ・議員のオブザーバー参加
- ・事務局長の本部員参加
- ・地域の情報の提供

・市本部から情報の提供

本会議開会の可否について検討

- ※議会運営委員会又は各会派代表者会議において協議・調整
- ・地方自治法第113条に規定する定足数等の確認

議会運営委員会

【調査事項】 (地方自治法第109条第3項)

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項

【震災時の協議事項】

- ・会期の検討(運営日程、一般質問、委員会審査等)
- ・提出議案の取り扱いについて
- ・執行部の本会議等への出席について
- ・本会議場等が使用できない場合の代替場所の検討

本会議を開会できる場合

- ※議員定数の半数以上が出席したとき。
- ※議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長による議事運営を行う。
- ※会期中の閉会は、議会の議決で閉会(会議規則第6条)

本会議を開会できない場合

- ※招集日に議員定数の半数に達しない場合には、定足数を欠き、流会となる(招集日の翌日以降に定足数の議員が参集しても会議を開けない)。
- ※議会運営委員会の決定又は各会派代表者会議による協議・調整の結果を市長に通知。

地方自治法第179条の規定による専決処分